

令和6年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
93	令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)		
94	令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
95	令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
96	令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
97	令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
98	令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
99	令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
100	令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)		
101	令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
102	令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
103	令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
104	令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		
105	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		3
106	飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例		17
107	飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例		22
108	契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(受変電設備)工事)		24

議案番号	件名	摘要	ページ
109	契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1)工事)		30
110	財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)		40
111	財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)		41
112	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)		42
113	訴えの提起(旧颯田武道館敷地当権設定登記抹消登記手続請求)		45
114	市道路線の認定		48
115	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))		50
116	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))		51
117	専決処分の承認(飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)		52
報告 第17号	専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		55
報告 第18号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		57
報告 第19号	専決処分の報告(建物損壊事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		60
報告 第20号	専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))		63

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市情報公開条例の一部改正)

第1条 飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第30条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第30条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第22条 第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。  附 則 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又	(罰則) 第22条 第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。  附 則 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又

は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) (略)

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 次に掲げる者がこの条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) (略)

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 次に掲げる者がこの条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

(飯塚市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 飯塚市行政不服審査会条例(平成28年飯塚市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第8条 第3条第5項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万</p>	<p>(罰則)</p> <p>第8条 第3条第5項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円</p>

円以下の罰金に処する。

以下の罰金に処する。

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>

第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となっ

第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となっ

<p>た行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>た行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～8 (略)</p>
--	---

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>



(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第22条 放課後児童健全育成事業者は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第22条 放課後児童健全育成事業者は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>

(飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設等は、その運営について、暴力団関係</p>	<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設等は、その運営について、暴力団関係</p>

<p>者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>(5) (略)</p>
---	--

(飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第8条 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第6条の2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の4に規定する使用人は、暴力団関係者であってはならない。</p> <p>3 前2項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑</p>	<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p>第6条の2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の4に規定する使用人は、暴力団関係者であってはならない。</p> <p>3 前2項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により<u>懲役</u>又は罰金の刑に</p>

に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

(5) (略)

第13条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)である者とする。

(1)～(5) (略)

(6) その役員等のうちに、県条例第25条第1項第3号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものがある法人

に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

(5) (略)

第13条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)である者とする。

(1)～(5) (略)

(6) その役員等のうちに、県条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものがある法人

(飯塚市地方卸売市場条例の一部改正)

第9条 飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p>

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3)～(8) (略)

(せり人の登録)

第16条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人(卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、せり売の方法により販売する業務に従事させる者をいう。以下同じ。)は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3)～(8) (略)

(せり人の登録)

第16条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人(卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、せり売の方法により販売する業務に従事させる者をいう。以下同じ。)は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 市長は、第2項の登録の申請があった場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3)～(5) (略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者並びにその取扱品目の部類を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 市長は、第2項の登録の申請があった場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3)～(5) (略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者並びにその取扱品目の部類を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

<p>3 市長は、前項の申請があった場合においてその申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その承認をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>3 市長は、前項の申請があった場合においてその申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その承認をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
---	--

(飯塚市モーテル類似施設建築規制条例の一部改正)

第10条 飯塚市モーテル類似施設建築規制条例(平成18年飯塚市条例第206号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>

(飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第11条 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年飯塚市条例第219号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
--	---

(飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第12条 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第222号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例第28条第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。



飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例

(飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

(飯塚市税条例の一部改正)

第2条 飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告)	(市民税の申告)

第36条の2 (略)

2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の

第36条の2 (略)

2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の

同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

#### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の施行の日から施行する。

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

穎田子育て支援センターの移転に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市子育て支援センター条例(平成23年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
穎田子育て支援センター	飯塚市鹿毛馬2328番地2	穎田子育て支援センター	飯塚市勢田1101番地
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(受変電設備)工事)

コミュニティセンター大規模改修(受変電設備)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 工事名 コミュニティセンター大規模改修(受変電設備)工事
- 2 工事場所 飯塚市 飯塚 地内
- 3 契約金額 217,580,000円
- 4 受注者 雄電社・西日本電波特定建設工事共同企業体  
代表者  
飯塚市忠隈514番地  
株式会社 雄電社  
代表取締役 赤垣 敏明
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。



# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事
工 期	本契約として認められた日から令和8年1月30日まで
予 定 価 格 （ A ）	236,500,000 円（うち消費税 21,500,000 円） (215,000,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	217,580,000 円（うち消費税 19,780,000 円） (197,800,000 円 税抜)
落 札 額 （ B ）	217,580,000 円（うち消費税 19,780,000 円） (197,800,000 円 税抜)
落 札 率 （ B / A ） (少数点第3位以下切捨)	92.00 %
落 札 者 名	雄電社・西日本電波特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和6年10月8日

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

昌栄・ショウデン特定建設工事共同企業体	雄電社・西日本電波特定建設工事共同企業体	飯塚・入江特定建設工事共同企業体
---------------------	----------------------	------------------

\*地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果（3者中3者）

## 工事請負議案資料

工 事 名 コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事

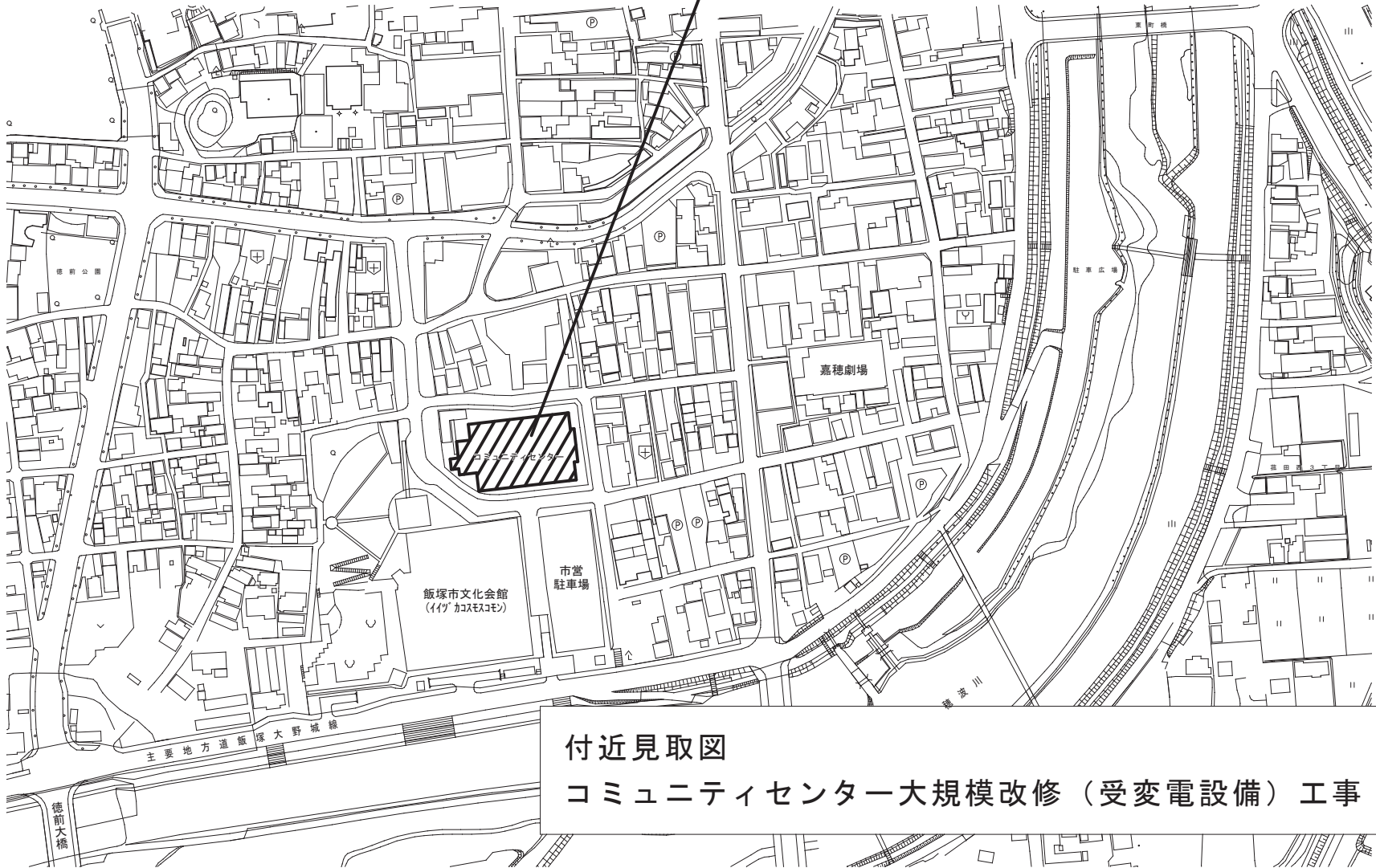
工 期 本契約として認められた日から令和8年1月30日まで

### 工事概要

コミュニティセンター大規模改修工事に伴う電気設備工事一式

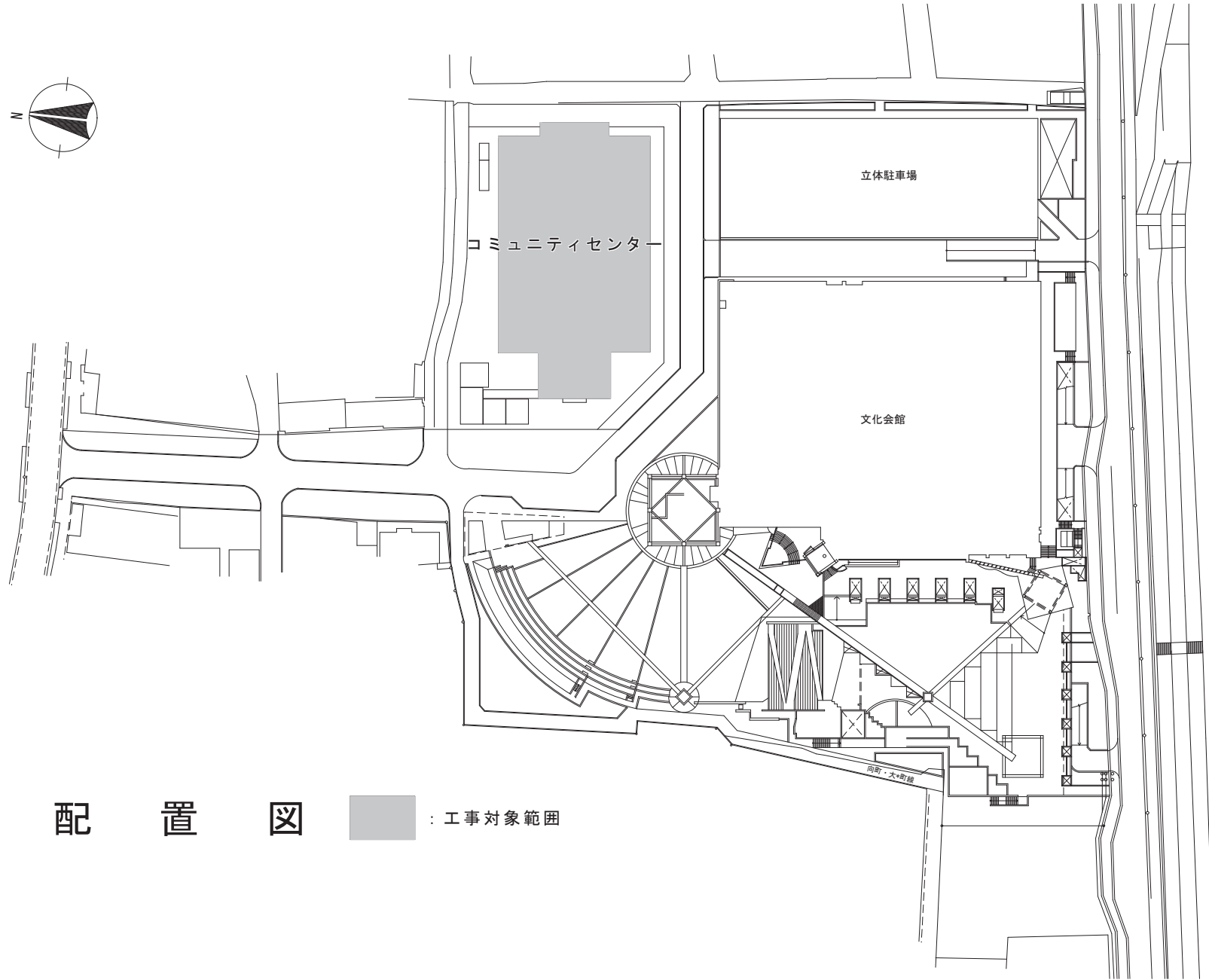
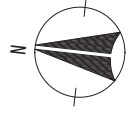
- ・受変電設備 . . . 一式
- ・直流電源設備 . . . 一式
- ・非常用発電機設備 . . . 一式

工事場所

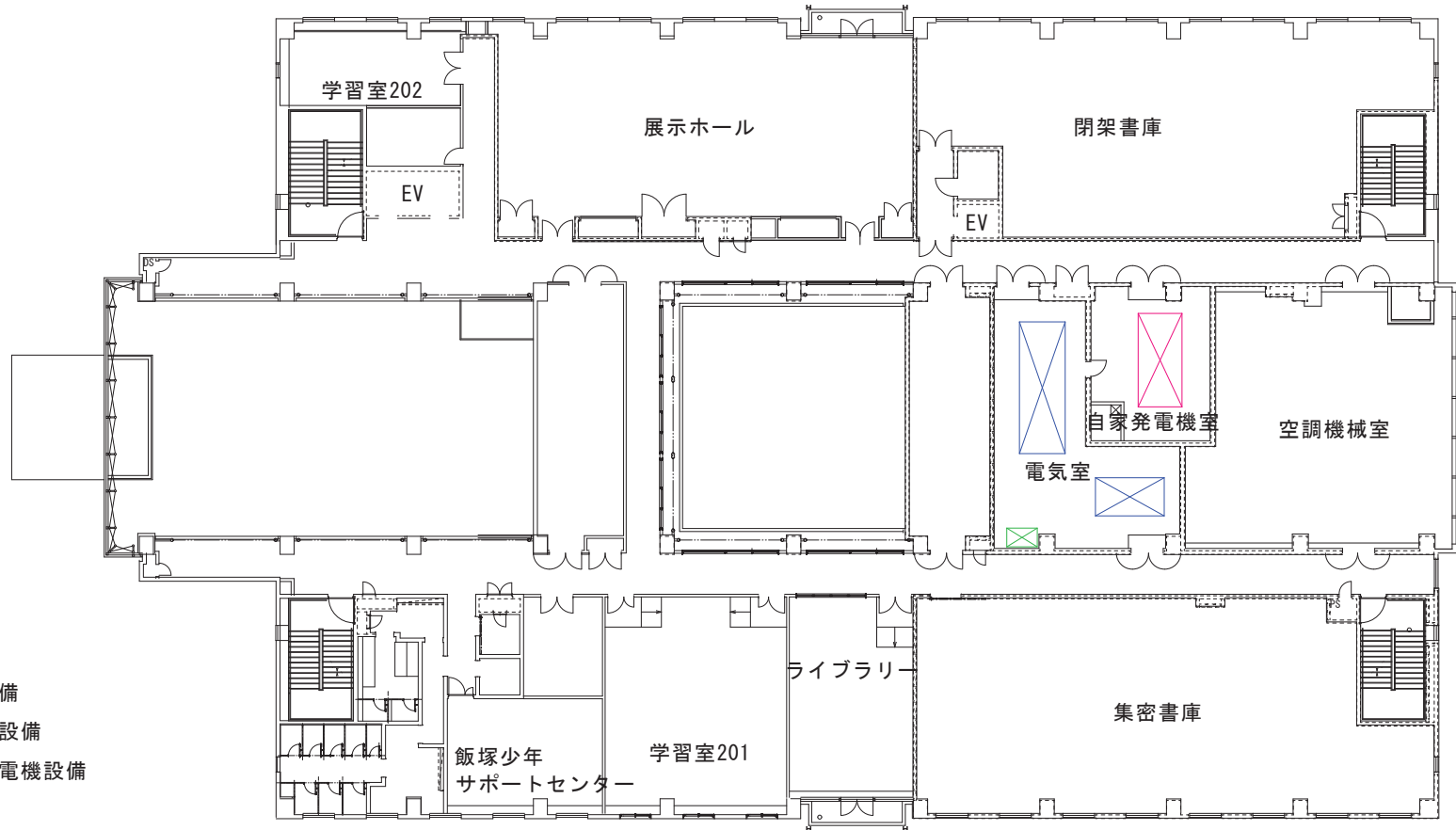


付近見取図




コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事



配 置 図  : 工事対象範囲



凡例

-  : 受変電設備
-  : 直流電源設備
-  : 非常用発電機設備

2階平面図

コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事

契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1)工事)

コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井 政一

- 1 工事名 コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1)工事
- 2 工事場所 飯塚市 飯塚 地内
- 3 契約金額 412,500,000円
- 4 受注者 筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体  
代表者  
飯塚市鶴三緒1557番地1  
株式会社 筑豊冷機  
代表取締役 入江 正利
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）
工 期	本契約として認められた日から令和8年1月30日まで
予 定 価 格 （ A ）	412,500,000 円（うち消費税 37,500,000 円） (375,000,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	379,500,000 円（うち消費税 34,500,000 円） (345,000,000 円 税抜)
落 札 額 （ B ）	412,500,000 円（うち消費税 37,500,000 円） (375,000,000 円 税抜)
落 札 率 （ B / A ） (少数点第3位以下切捨)	100.00 %
落 札 者 名	筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和6年10月11日

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

筑豊冷機・内山空調特定建設 工事共同企業体	豊熱・高木冷機特定建設工事 共同企業体
--------------------------	------------------------

\*地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果（2者中2者）

## 工事請負議案資料

工 事 名 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事

工 期 本契約として認められた日から令和8年1月30日まで

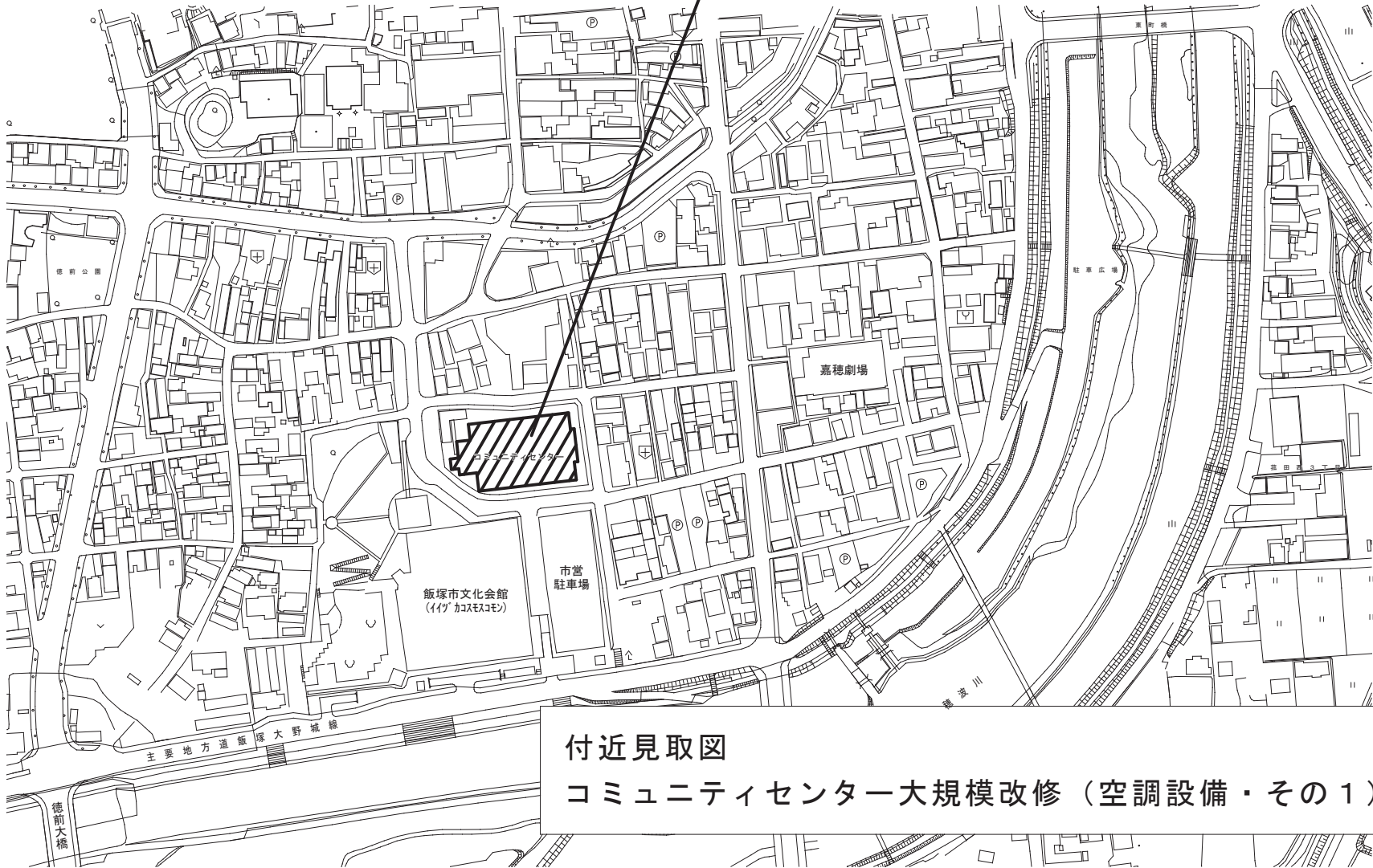
### 工 事 概 要

コミュニティセンター大規模改修工事に伴う空調設備工事一式

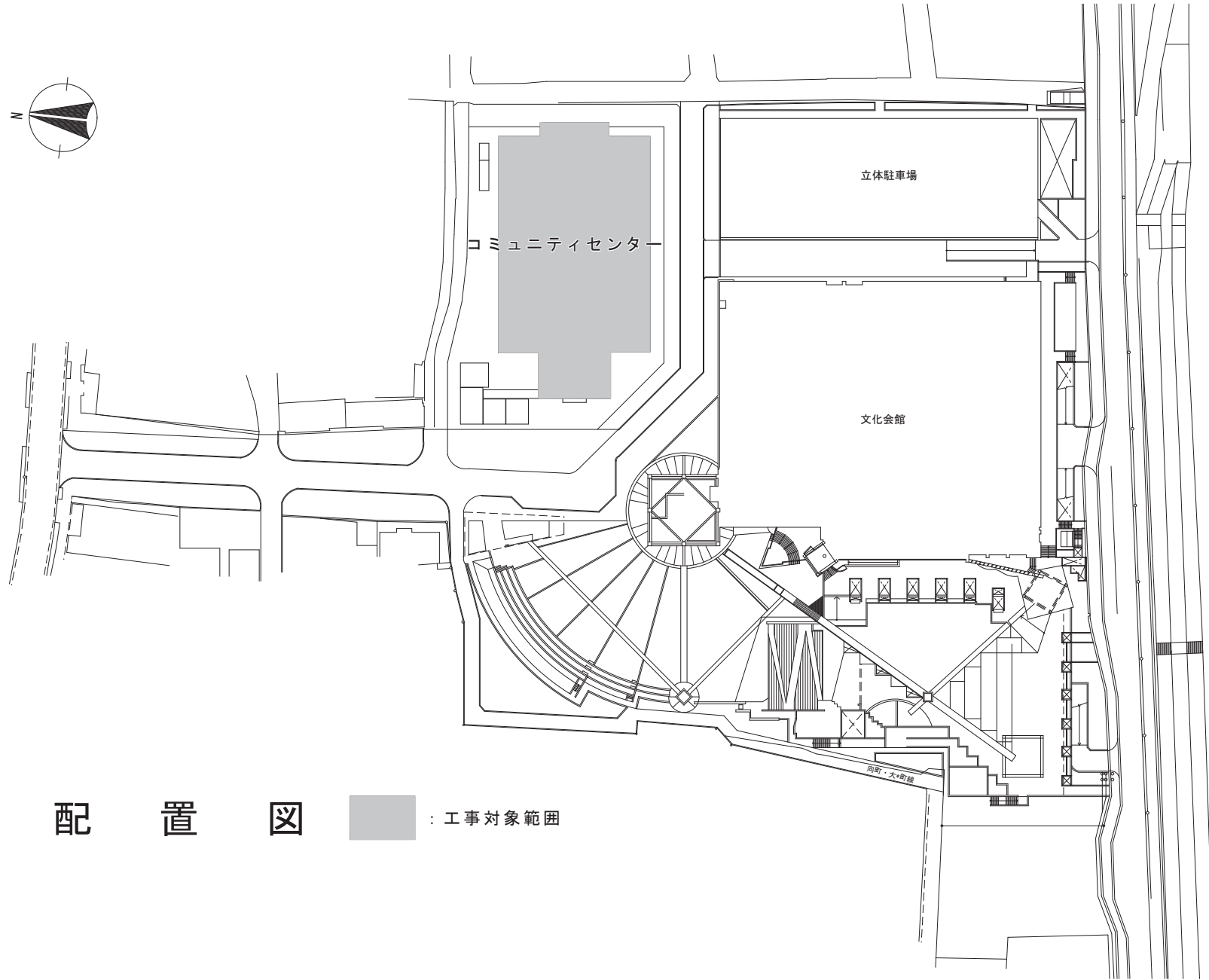
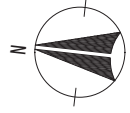
- ・ 中央式空調機器設備工事 . . . 一式
- ・ 空調配管設備工事 . . . 一式
- ・ 空調ダクト設備工事 . . . 一式
- ・ 換気機器設備工事 . . . 一式
- ・ 換気ダクト設備工事 . . . 一式
- ・ 自動制御設備工事 . . . 一式
- ・ 撤去工事 . . . 一式



工事場所

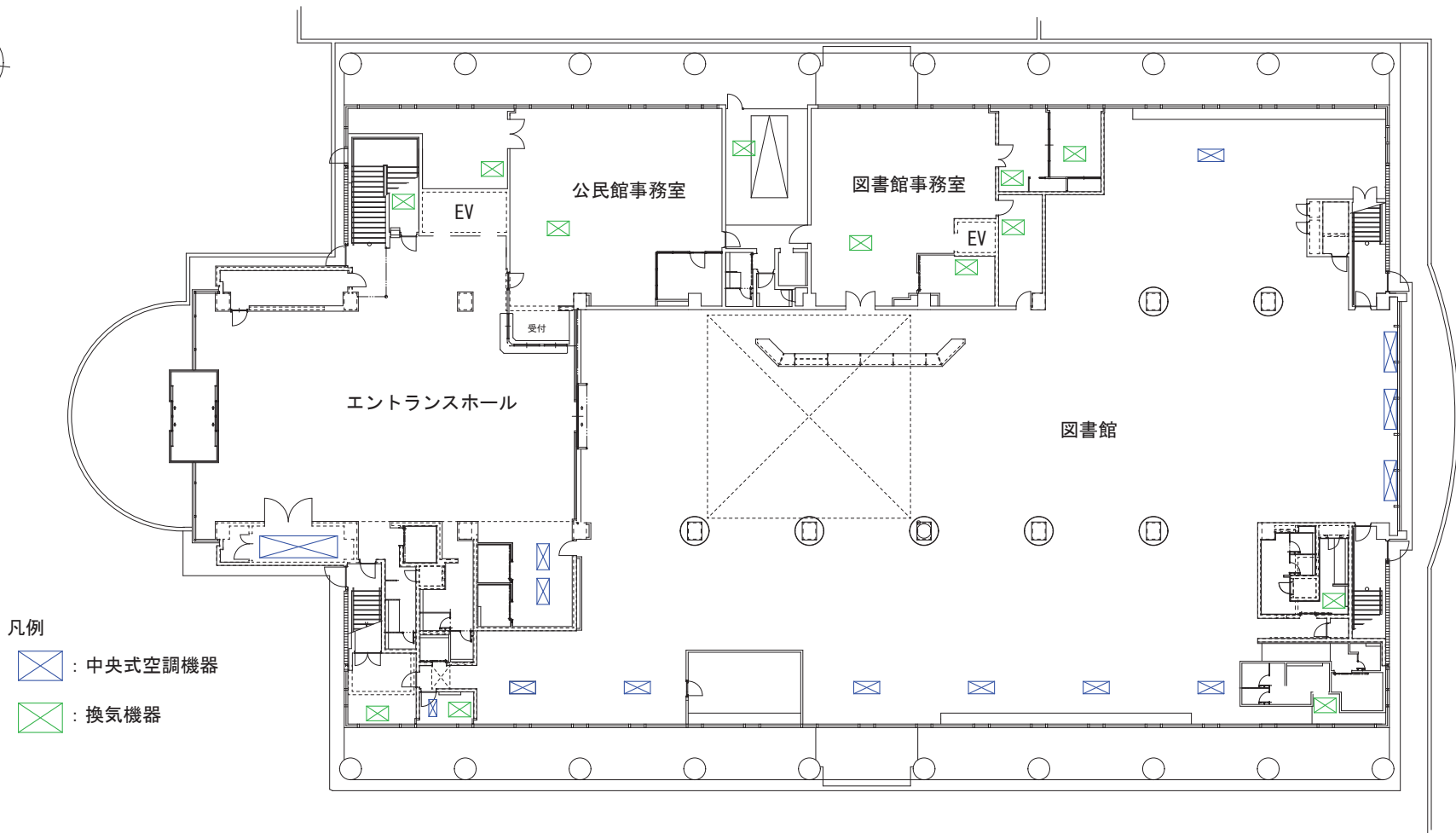


付近見取図  
コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事



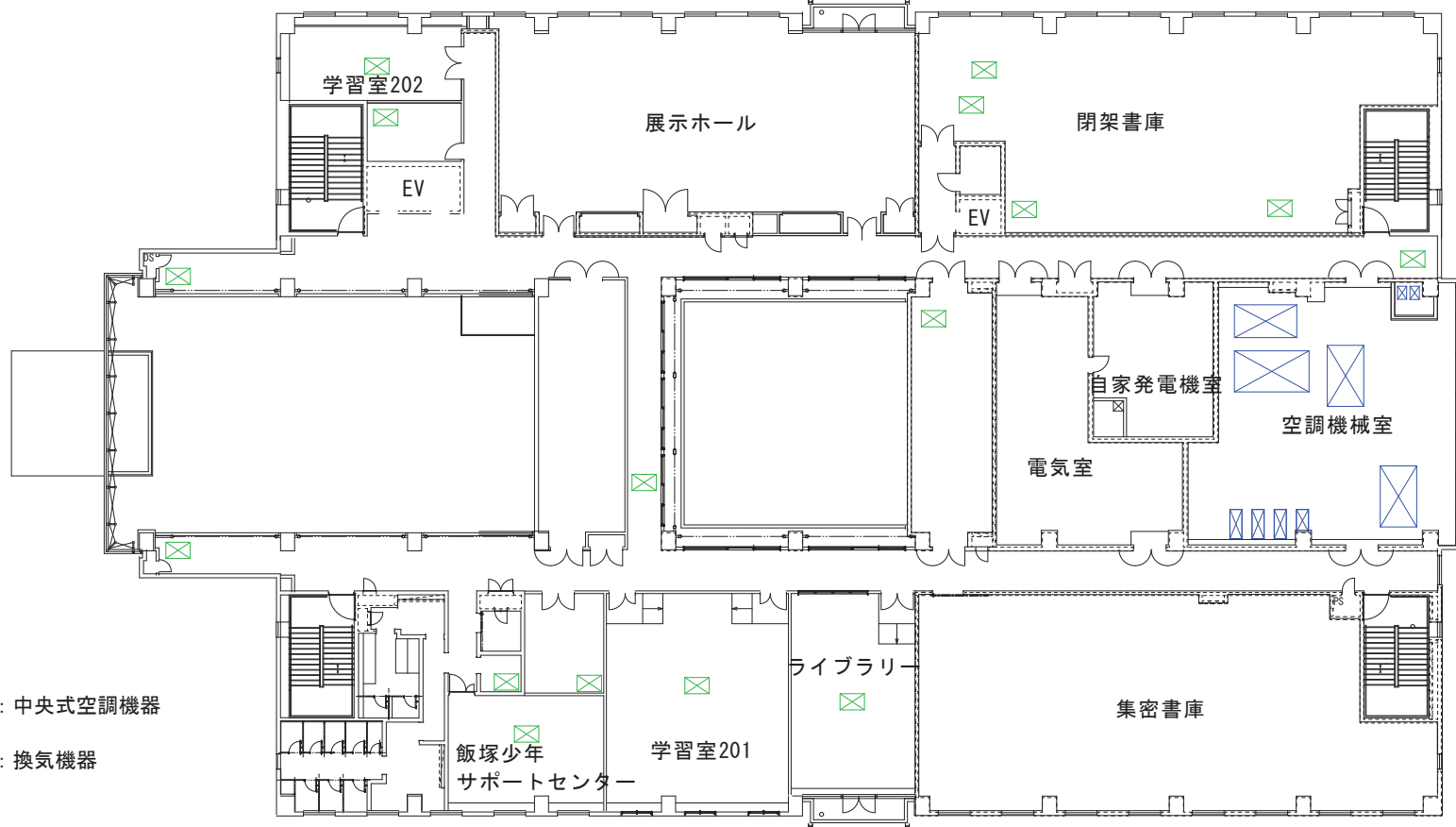
配 置 図

■ : 工事対象範囲



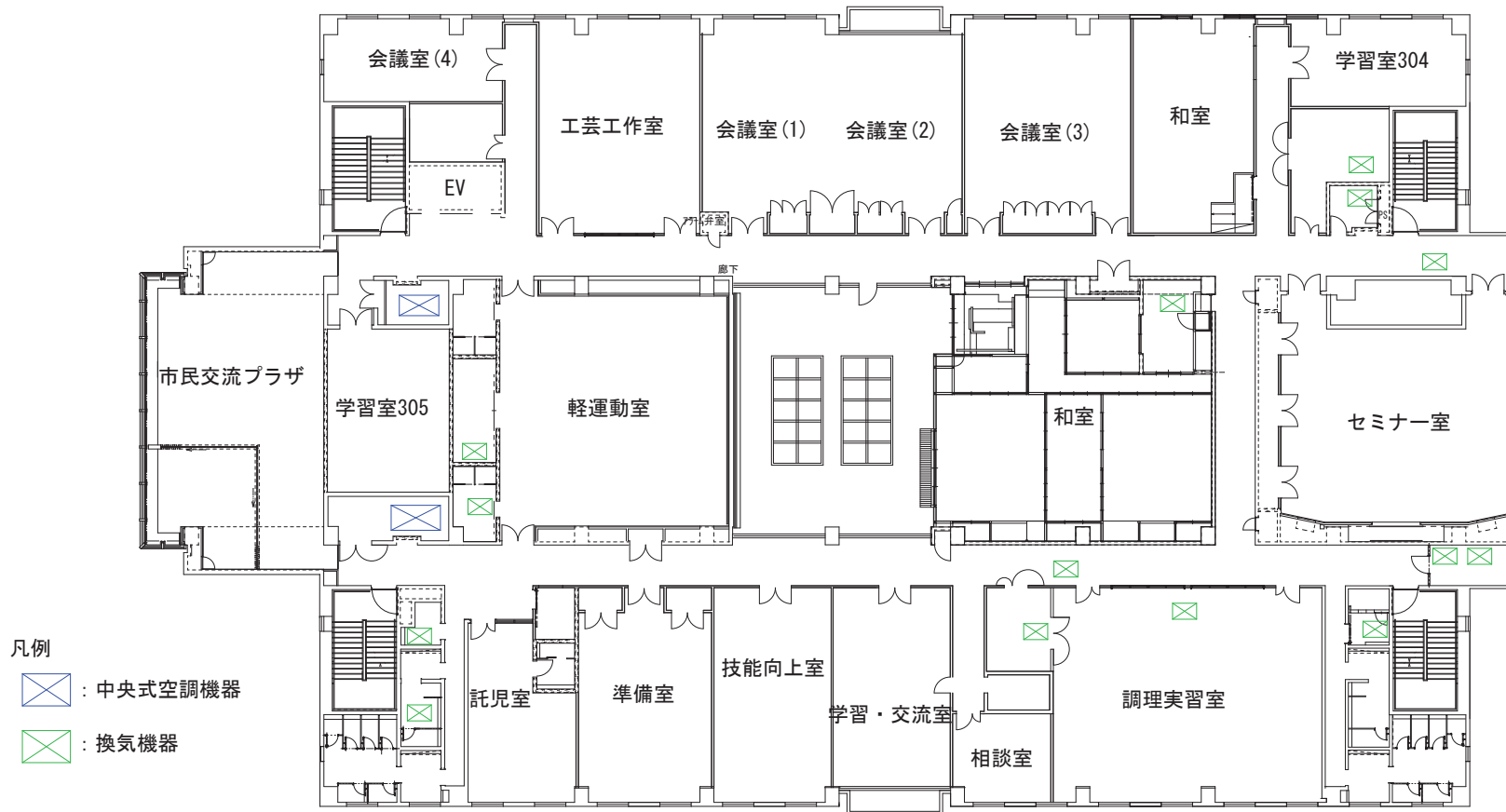
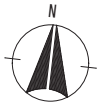
1階平面図

コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事



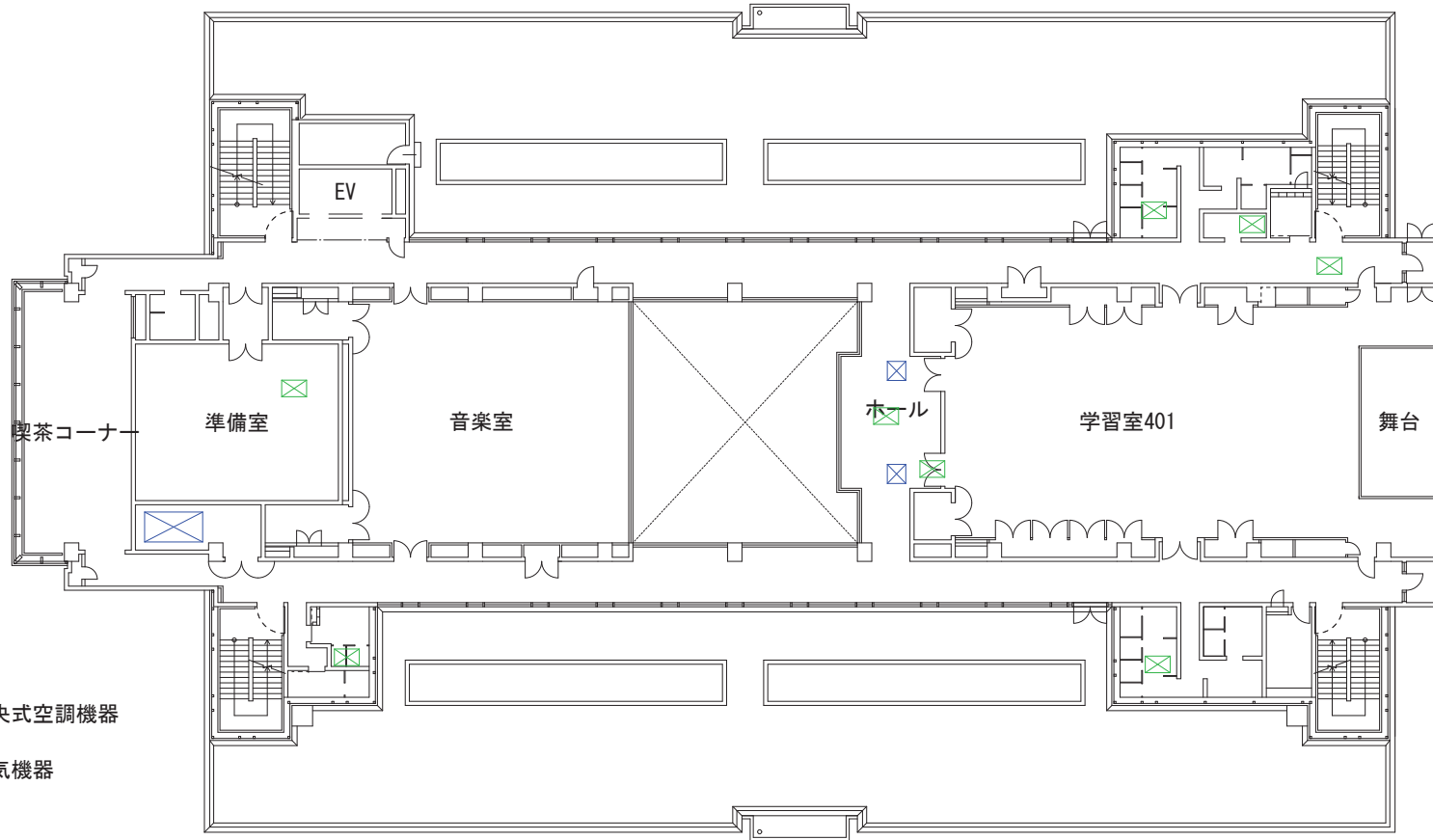
2階平面図

コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事





3階平面図

コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事



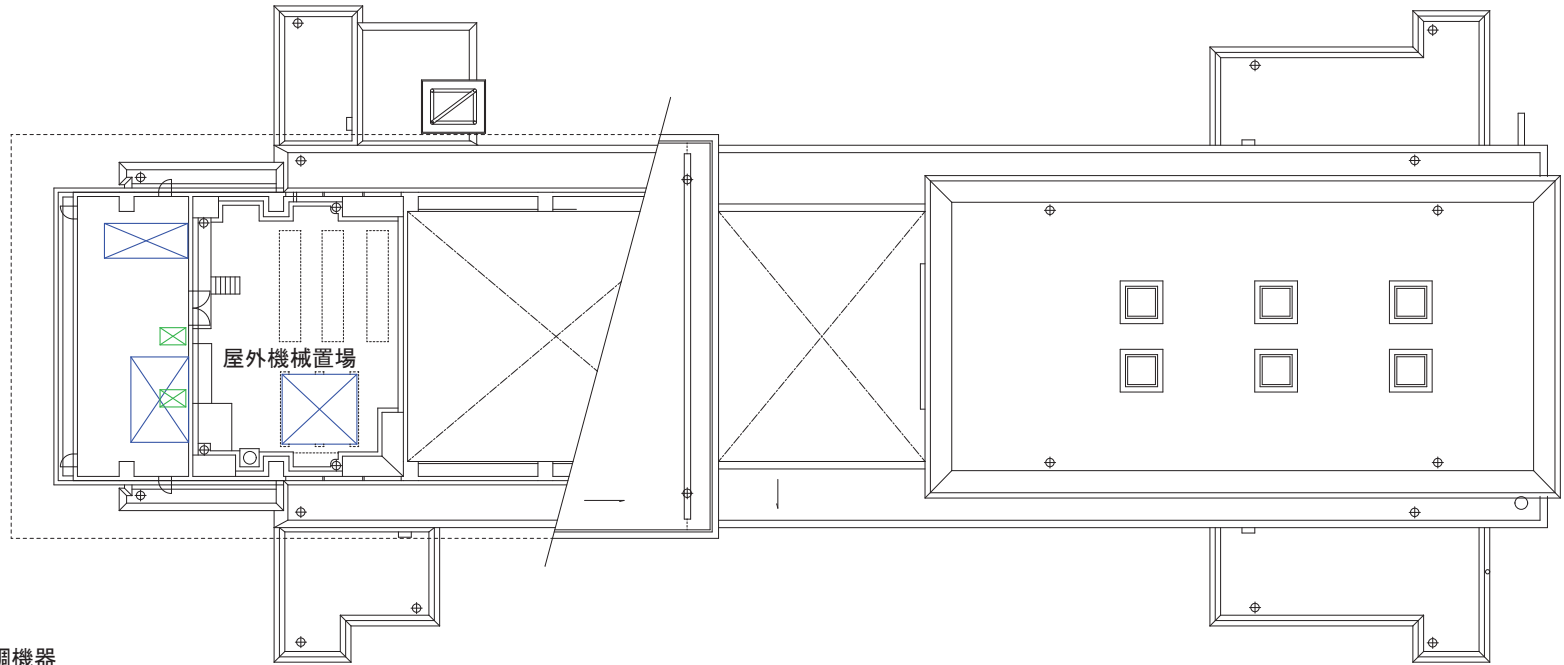
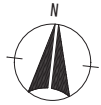
凡例

 : 中央式空調機器


 : 換気機器


#### 4階平面図

コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事



凡例

 : 中央式空調機器

 : 換気機器

PH階平面図

コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事

財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)

市立小学校における学習指導用として、次の財産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

- 1 取得する財産 小学校教師用指導書 704冊
- 2 取得価格 34,706,430円
- 3 契約の相手方 飯塚市飯塚18番7号  
株式会社 元野木書店  
代表取締役 元野木 治比古
- 4 契約の方法 随意契約

提案理由

小学校教師用指導書を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。



財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)

市立小学校における学習指導用として、次の財産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 小学校教師用指導書 512冊
- 2 取得価格 25,241,040円
- 3 契約の相手方 飯塚市忠隈367番地3  
太田書店  
太田 直子
- 4 契約の方法 随意契約

提案理由

小学校教師用指導書を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)

市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 522,099円

1 事故発生の日時、場所

令和6年9月9日(月)午後5時00分頃

飯塚市柏の森地内 市道 折口・天神坂線

2 相手方

[Redacted]

3 事故の概要

相手方が市道を走行中、道路脇に生えている竹が倒れ、車両のボンネット、天井等を損傷させたもの。

4 損害の状況

物的損害	相手方	車両ボンネット、天井等損傷
	市側	なし

5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合等に基づき、市は、損害賠償額として522,099円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

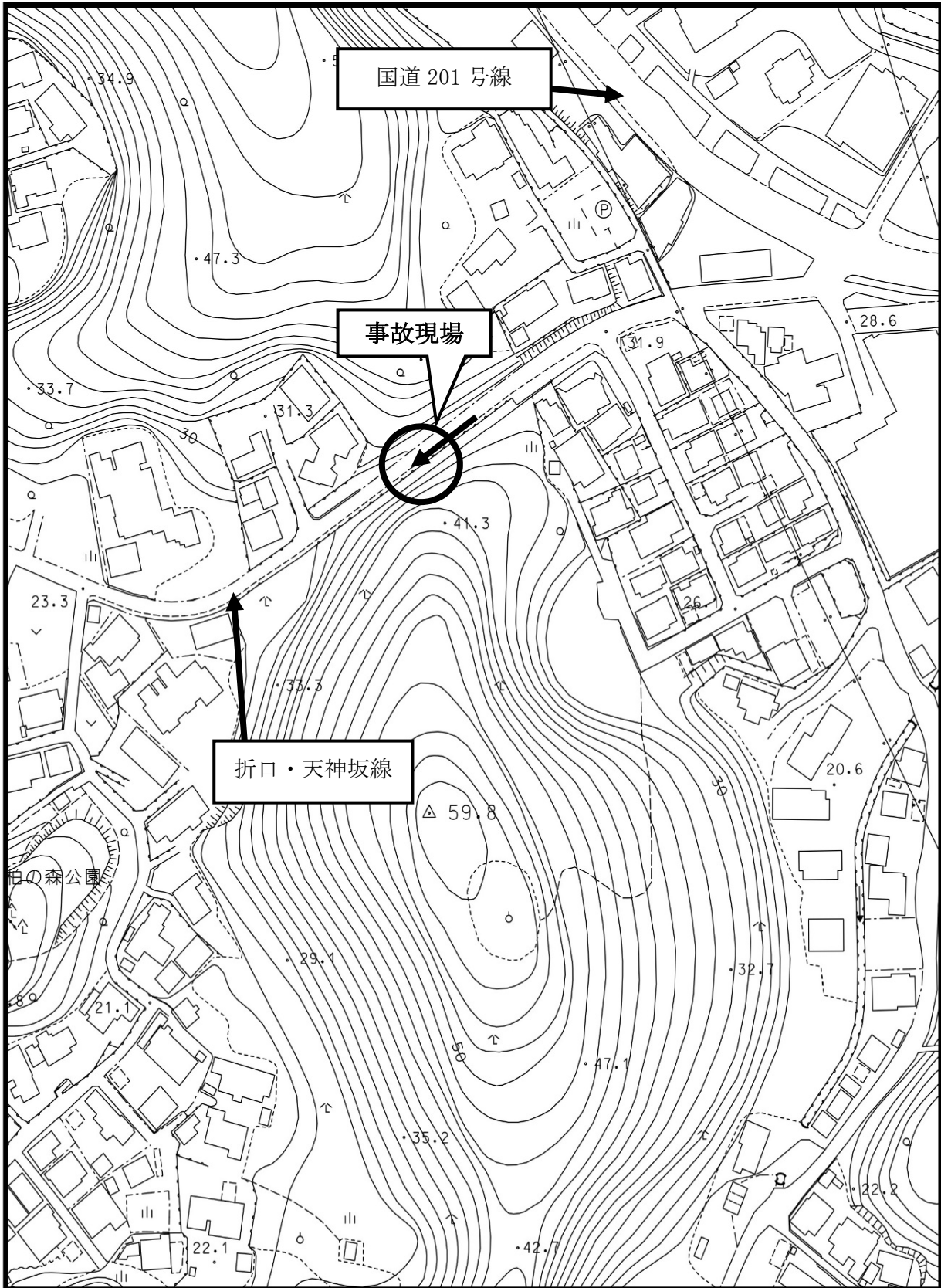
区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	車両修繕料	522,099 円	522,099 円	0 円

7 事故現場見取図 別紙のとおり

提案理由

市道上の車両損傷事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

事故現場見取図



訴えの提起(旧穎田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求)

旧穎田武道館敷に存在する抵当権の消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続を求める訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

1 原告 飯塚市

2 被告

[Redacted defendant information]

3 事件名 抵当権設定登記抹消登記手続請求事件

4 事件の概要

- (1) 飯塚市勢田字島奥1062番2は、昭和46年に穎田武道館敷として旧穎田町が売買取得し、昭和47年に登記を行った土地である。
- (2) 当該地の抵当権は、昭和9年に設定されたものであり、閉鎖登記簿の確認により、当該抵当権の被担保債権は、既に消滅時効に必要な期間を経過していることが判明している。また、当該地の取得後、市に対し、当該債権の請求は、行われていない。

(3) 当該地は公共施設等適正管理推進事業債を使用しており、令和10年度までに処分・解体する必要がある、土地登記事項証明書に抵当権者として記載されている者について調査を行ったが、抵当権者の死亡により数次相続が発生し、抵当権者の相続人は、XXXXXXXXXX氏外11人となり、共同申請による抵当権の抹消登記が困難な状況となっている。

#### 5 議決を求める事項

(1) 下記を内容とする訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起すること。

勢田字島奥1062番2について、XXXXXXXXXX氏外11人に対し、消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続を求めること。

(2) 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とすること。

(3) 本件訴え提起後において、必要と認める場合には和解すること。

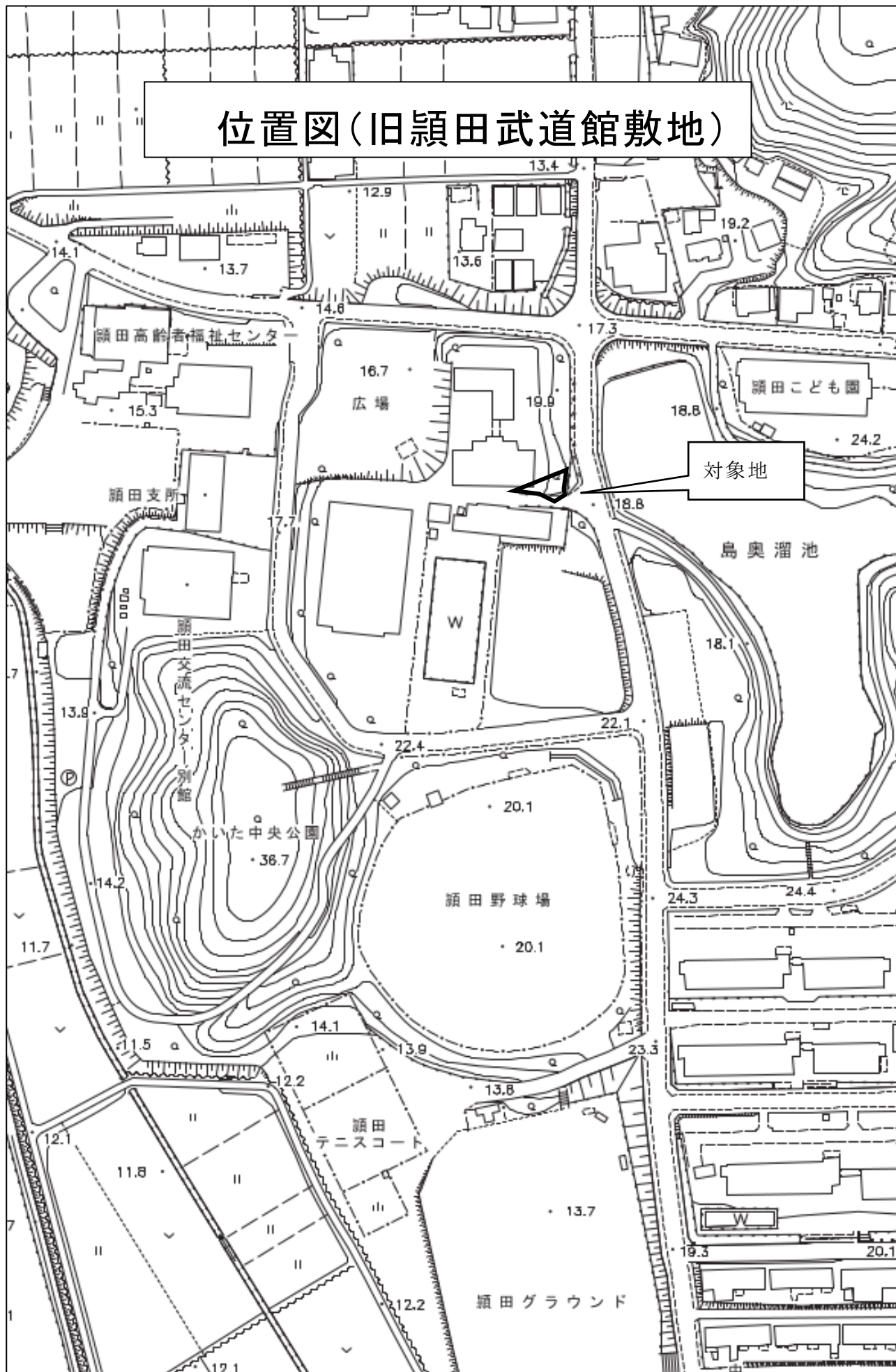
#### 6 物件の表示

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
飯塚市勢田字島奥1062番2	宅地	98.55

#### 提案理由

消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続の訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

# 位置図(旧颯田武道館敷地)



## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

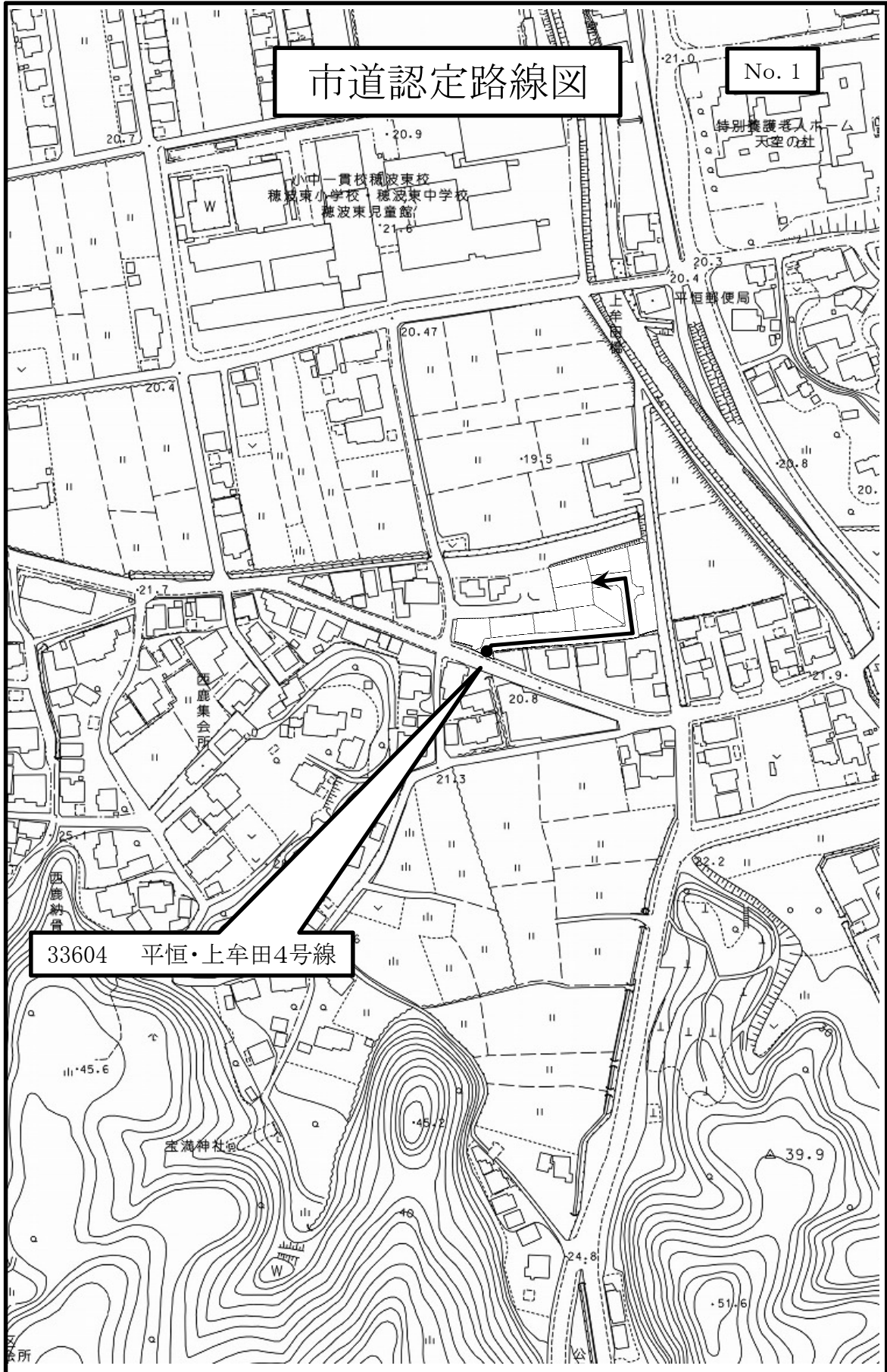
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	33604	平恒・上牟田4号線	平恒962-3地先	平恒961-19地先	6.5	121.8	No.1
				合計		121.8	





専決処分の承認(令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第4号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年10月1日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)

専決処分の承認(令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)

専決処分の承認(飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部  
を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年9月30日専決

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和6年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第30号

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 重度障がい者医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、次の要件を満たす重度障がい者とする。ただし、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持しているもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものの前年の所得が<u>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 重度障がい者医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、次の要件を満たす重度障がい者とする。ただし、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持しているもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものの前年の所得が<u>児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上</u>)であるときの当該重度</p>

<p>置に関する政令(令和6年政令第289号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧施行令」という。)</p> <p>第1条に規定する額以上)であるときの当該重度障がい者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、<u>旧施行令</u>第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。</p>	<p>障がい者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、<u>児童手当法施行令</u>第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条及び第6条の規定による受給資格の認定及び重度障がい者医療証の交付等の事務に必要な準備行為をすることができる。

専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年10月11日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 33,000円

1 事故発生の日時、場所

令和6年8月23日(金)午後6時00分頃

飯塚市片島地内

2 事故の概要

契約課職員が相手方駐車場に移動しようとした際に、駐車場入口進入路と一般契約車両駐車場との境界に設置してある相手方管理のU字型バリカーに車両を接触させ損害を与えたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 駐車場バリカー一部損壊

市側 右側前方ドア・後方ドア、リアバンパー、両ステップカバー損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として33,000円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	33,000 円	33,000 円	0 円
市	車両修繕料	150,459 円	150,459 円	0 円

6 事故現場見取図





専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年10月11日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 37,180円

1 事故発生の日時、場所

令和6年7月2日(火)午後1時50分頃

飯塚市大日寺地内 市道 長谷線

2 事故の概要

相手方が市道を通行した際、土木管理課職員が道路側溝の清掃作業中に市道上に置いた道路側溝のコンクリート蓋に接触し、左前バンパーを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左前バンパー損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として37,180円を相手方に支払う。

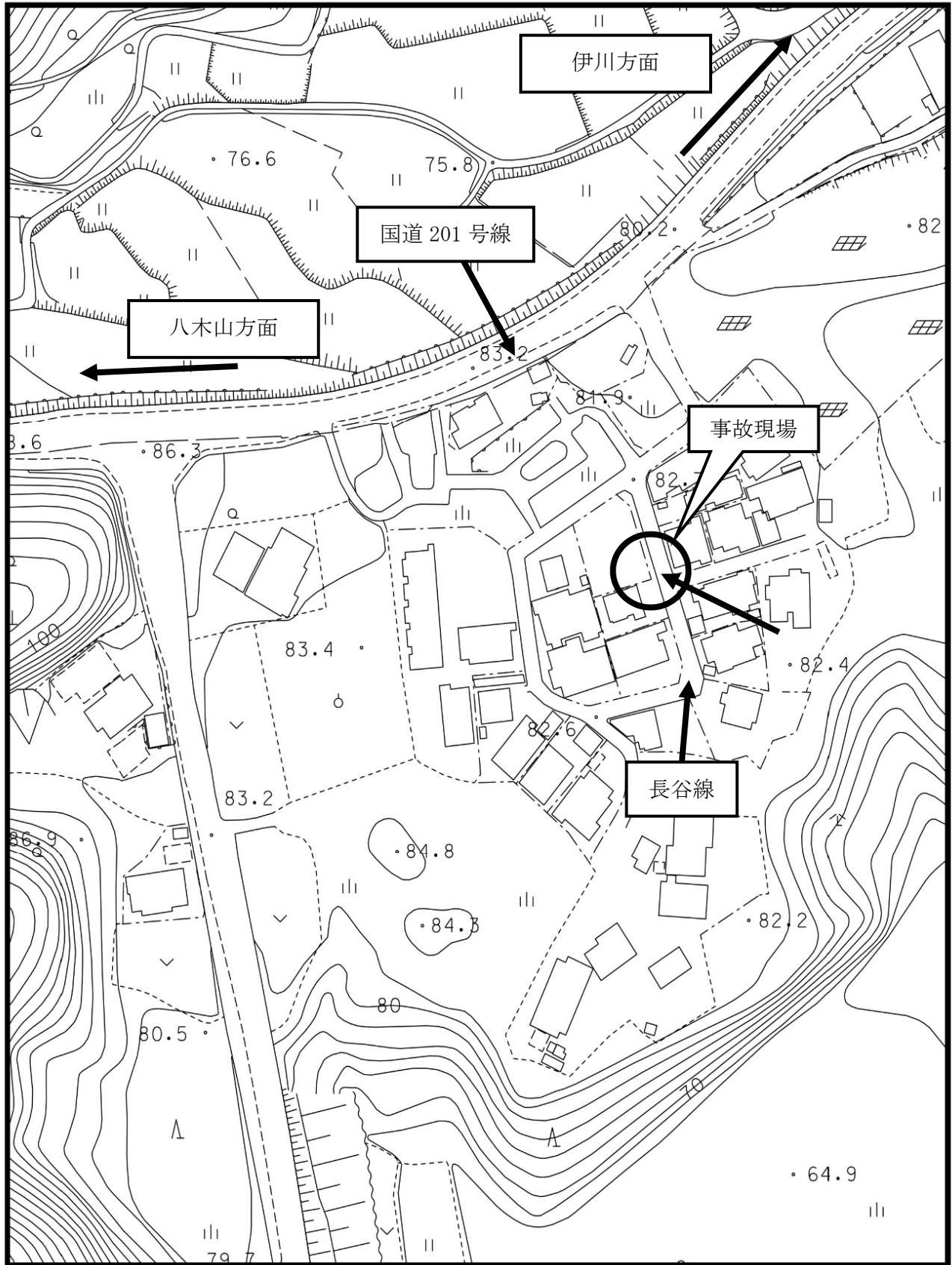
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 50%	相手方 過失割合 50%
相手方	車両修繕料 代車費用	74,360 円	37,180 円	37,180 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(建物損壊事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年11月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、建物損壊事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 275,264円

1 事故発生の日時、場所

令和6年9月22日(日)午前1時00分頃

飯塚市伊川地内

2 事故の概要

伊川公園内の老朽化した銀杏の木の枝が落下し、隣接する相手方テラス屋根の一部を損壊させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 テラス屋根の一部損壊

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として275,264円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	修繕料	275,264円	275,264円	0円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

# 事故現場見取図



専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

令和6年10月2日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

飯塚市長 武井政一

市営住宅使用料請求事件

#### 1 事件の概要及び処理方針

山内第2住宅居住の1名(8月123,200円滞納)については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず一部しか納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納市営住宅使用料の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望若しくは申入れに基づき和解するものとする。

#### 2 被告に対する請求

- (1) 未払市営住宅使用料の支払
- (2) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払